

【新型コロナウイルス】緊急でない手術の一時停止や一部措置の緩和に関する豪政府発表

●3月25日夜、豪州政府は、国家内閣の決定を踏まえ緊急でない手術の一時停止及び美容院、葬儀に関する措置の一部緩和を発表しました。

1 州・準州は、全ての緊急でない手術(non-urgent elective surgery)を一時停止することに同意しました。この措置は、公立病院で3月25日23時59分から、私立病院で4月1日23時59分から適用されます(何れも現地時間)。

2 理髪店や美容院に関して発表された措置の実施に関するフィードバックを踏まえ、1人の顧客あたり30分の時間制限を解除しました。ただし、店内において4平方メートルあたり1人のルールは厳格に行わなければならない、顧客来店中の個人的な接触は最小限に抑えられるべきとしています。

3 葬儀への出席については、最大10人までとしています。制限が困難な場合は州・準州が例外を設けることができるとしています。ただし、これは極めて例外的な場合に限定されます。

4 国家内閣は、発熱又は急性呼吸器感染症を有する次の者を検査対象に追加しました。

- ・全ての医療従事者
- ・全ての高齢者／施設ケア従事者
- ・地域の保健当局がコミュニティ内での感染リスクが高いと指定する局所的なエリア
- ・コミュニティ内での感染はないが、2件以上の感染例が関連している可能性が高い、次のような高リスクの環境
 - ー 高齢者・施設ケア
 - ー 地方・遠隔地の先住民及びトレス海峡諸島民コミュニティ
 - ー 拘置所／矯正施設
 - ー 寄宿学校
 - ー 居住施設がある軍事基地(海軍艦船含む)

5 国家内閣は、治療を行う臨床医の裁量により、原因不明の発熱および急性呼吸器症状を伴う入院患者を検査対象に含めることができるとしています。また、州・準州は十分な設備を有する場合は、これ以上のケースを検査対象に含めることも可能であるとしています。

※3月24日に行われたモリソン首相の記者会見において、豪州人の海外渡航が禁止された旨連絡致しましたが、後ほど公表された保健大臣の発令書によれば、この措置には豪永住者も含まれますのでご注意ください。

豪首相府メディア・ステートメント

<https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-update>

<https://www.pm.gov.au/media/further-statement-hairdressers-barbers-and-funerals-national-cabinet>